

平成21年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成21年6月23日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	指田弘安君

出席説明員（12名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
福祉部参事	小島昇公君	建設環境部長	並木俊則君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	窪田きく江君

議事日程

〔建設環境委員会審査報告 日程第1～日程第5〕

第1 第39号議案 市道路線の認定について

第2 21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情

- 第 3 2 1 第 2 号陳情 芝中住宅を通るちよこバスルート存続に関する陳情
- 第 4 2 1 第 3 号陳情 ちよこバス運行経路修正に関する陳情
- 第 5 2 1 第 4 号陳情 平成 1 9 年 9 月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情
〔懲罰特別委員会審査報告 日程第 6〕
- 第 6 長瀬りつ議員に対する懲罰の件
- 第 7 委第 2 号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書
- 第 8 陳情の付託
- 第 9 閉会中の継続審査について
- 第 1 0 閉会中の特定事件調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 0 まで

午前 9時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（粕谷洋右君） ここで、去る6月12日に設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして御報告をいたします。

6月18日に委員会が開催され、

委員長に

森田 憲二議員

副委員長に

下条 学議員

がそれぞれ選出をされております。

以上で報告を終了いたします。

○議長（粕谷洋右君） 次に6月19日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 登壇〕

○8番（森田憲二君） おはようございます。

去る6月19日、議会運営委員会が開催されましたので、その内容の御報告を申し上げます。

閉会中審査分の21第7号陳情は、市財政の状況に関する調査特別委員会に審査を付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第39号議案 市道路線の認定について

日程第2 21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情

日程第3 21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情

日程第4 21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情

日程第5 21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 第39号議案 市道路線の認定について、日程第2 21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、日程第3 21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、日程第4 21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、日程第5 21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情、以上議案1件、陳情4件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、建設環境委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

○6番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました第39号議案 市道路線の認定について、21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は平成21年6月19日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。審査前に座席の指定を行いました。

次に、第39号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供し、現地視察を行い、審査を行いました。

第39号議案 市道路線の認定については、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、質疑、討論を終了、本案を原案どおり可決と決しました。

次に、21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、以上3件を一括議題に供しました。

陳情趣旨朗読後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

今回のちょこバスの運行ルートの変更等に関しては、去年12月に最終報告をいただいている。東大和市地域公共交通会議というものを立ち上げ、検討をされてきた結果に基づき、今回9月から変更になっております。公共交通会議ですけれども、どういう性格、どういう位置づけで会議を持ったのかとの質疑に対し、東大和市地域公共交通会議は、事業者の方、利用者の方、関係機関からなります委員により、コミュニティーバス、当市ではちょこバスの運行に関することを協議する場ということで設置したもの、国土交通省のほうからガイドラインが示されており、市のほうではそのガイドラインに沿って会議を設置し運営してきた。コミュニティーバスのルートの件あるいはそのほか運行上のことに関しては、国のほうのガイドラインの中では、その内容について会議のほうで検討したものが次の認可の基礎になるということになっており、どこの市町村においても同じで、この地域公共交通会議の内容をもって認可のほうを出すということになっているとの答弁がありました。

次に、公共交通会議での決定がどの程度尊重というのか、どの程度の位置づけで運行経路の変更、もしくは新しいものに対する強い権限を持っているのかとの質疑に対し、地域公共交通会議で最終報告としてまとめたことが認可の申請にイコールでなければ、認可のほうはなかなかおきものではない。地域公共交通会議には国土交通省のほうからも委員として参加して、会議の中でのいろいろな議論も国のほうもすべて承知しているとの答弁がありました。

次に、決定に反するような形がとれるのかどうか、とる場合どういう手順があるのかという質疑に対して、9月に予定している変更ルートの運行、これについては地域公共交通会議にのっとったもので変更申請を準備している。もしその内容を一部でも変更するというふうになれば、すべてが白紙に戻り、もう一度初めから地域公共交通会議の設置を公募等も含めて段階的に設置し、そこでまたすべてがゼロからのスタートという形になるとの答弁がありました。

次に、陳情の中にも、この組織、自治会等の事前説明がなかったのではないかと、一方的に発表されて強い憤りを感じていますということが書いてある。こういったものの公表というのは実際どの程度行われていたのか

との質疑に対し、平成19年の地域公共交通会議を発足させたところから説明をいたしました。説明の内容は以下であります。19年9月15日の市報やちょこバス内へのポスターに、地域公共交通会議を立ち上げ検討しますということを公表した。市民の公募ということも図った。ちょこバスの中に「東大和市地域公共交通会議の市民代表委員を募集します」というポスターを掲出、公募を募った。4回会議を開いた時点で中間報告をまとめた。中間報告——平成20年4月1日にホームページに報告書を全文掲載。ちょこバスの車内に「ちょこバスのルート変更について（中間報告）」といったポスターを掲げ、「改善ルートの検討案について（中間報告）」としたチラシを置いた。報告書の冊子を都市計画課の窓口を初め、公民館、市民センター、郷土博物館、図書館、湖畔集会所、そういったところで閲覧できるように準備。4月15日の市報で公表、またホームページで全文掲載しているということ等を市報で広報した。

4月1日の公表から市民からの意見をいただいて、実際は5月の下旬まで意見をいただいた。意見募集について、担当課ではちょこバス運行にかかわる意見というのは常時受けており、最終報告に市のほうにいただいた意見を紹介しており、件数としては19件あった。意見は4月2日から5月19日までに寄せられた意見。その後については、ところどころでどういうルートになるか決まったんですかという問い合わせはありますが、それほどのルートについての特に要望等は来ていない。平成21年2月1日、市報で最終報告をまとめたことを広報。同時にホームページに全文、ちょこバスの中に最終報告をまとめましたとポスターを出した。中間報告と同じように、この最終報告についても市の施設で閲覧できるように備えた。21年4月1日にホームページ及びちょこバス車内に、9月をめどにルート変更を行うよう進めますということと、ルート変更に関する説明会の開催日程を掲出した。21年4月15日号の市報で広報、あと公共交通会議については国のガイドラインにもあり、公開として行っていた。そのため会議予定等をホームページで、いつ、どこで、どういう議題の会議を持ちますということホームページにも掲載して進めてきたとの答弁がありました。

次に、会議、いわゆるバスルートの変更というのは、委員に参加する参加しないは別にしても、要するに影響の出るところについてはできるだけ多くの意見なり、また市としての変更の話というのは早目に、事前に手を打つことが大事なんだろうと思う。なくなる地域に対するどういう形で意見を、またどういうふうにしたらいいかということも会議として調べる必要がなかったのかということをやっと懸念する。現実この会議を開くにあたっては、当然その地域がどういう形でちょこバスを利用しているかというのを事前に調べられ、この会議に臨んでいたんだと思うが、それらのところはどういう形で交通会議の方々にわかりやすい形で出したのか、出さなかったのか。当然ルート変更になるわけですから、利用している方がまた不便があってはならない。できるだけ不便をゼロにするというのは、これは非常に難しい。不便があることをしっかり認識した上で会議が開かれたかどうかとの質問に対し、地域公共交通会議のほうでは市域全体、市民全体を考えた中で検討していこうということが最初にあった。このほか公共交通でもそのような例があり、会議にあっては大局的な見地に立った中で協議を進めていくというものが大前提にあった。こういうようなルートの変更でいろいろな影響がある部分というものが当然わかりますので、やはりそうであるから会場の場では独自性を確保することがあった。そのような会議の設置については、今後の課題と思う。ちょこバスの利用率、利用者については当然会議の中で委員にデータを持ってきた。そのデータを示したところでありましたとの答弁がありました。

次に、新しいルートを見るとなぜ人が住んでいない芋窪5丁目の通り、中学校があったりというような形、そこを通らせて人が住んでいる芝中等をちょこっと迂回して通してあげようかなという考えが少しでもなかつ

たのか。またその委員の中から出てこなかったのかとの質疑に対し、新しい変更ルート見ていただきますとわかるように、朝晩ルートで新芋窪街道3・3・30号線、朝と晩を通るようになる。これは1時間で回りたいというのを、通勤、通学の方の足を重点的に確保したいということ。そうすると新しい都計道を通るのが時間の確保になるということで考えたルート、昼間のルートについては旧の芋窪街道を通るような形になっている。今後都計道3・5・20号線が、七小の北の部分が整備された時点では、その時点でルートの変更を考えるということで、会議のほうで既にそれを提言しているとの答弁がありました。

次に、この陳情者、話によると市長といろいろお話をしたというようなことも聞いている。その点についてどういった話があったのかとの質疑に対し、今回ここで陳情されています団体に市長は会っております。市長のほうにも同じ内容の要望が市長あてに来ており、今回変更ルートについて9月でいくということで当然のごとく、既に1,000万円からのバス停等の関係の工事費用を3月議会で予算を議決していただいております。それで今準備に入っているところでして、国、東京都、警視庁、そういう関係機関と、バス停と路線ともう協議が調いつつあり、9月の変更に向けて運行するような形をとっており、そのような話の中でこの9月からの変更ルートについては、このまま市としては運行したい。この芝中団地の皆様からの要望については重く受けとめ、その後のルート変更等については重く受けとめた中で考えていきたいというのが市長からお話した内容です。いずれにしても今国が事業の認可をするに当たっては、市の考えではなく地域の公共交通会議を設置し、そこで決めたものを認可の対象とするので、次のことについても公共交通会議を設置してやらなければ、イコール認可等に結びつかないということは変わりはないとの答弁がありました。

次に、陳情理由の中で問題となっているのが、住民が4月15日の市報で初めて知ったということと、廃止路線になる地域住民に対する事前説明がなかったというふうな訴えがありました。会議の独自性のためというふうに答弁はあったが、既にあるものをある部分廃止するわけです。廃止するについては早目にきちんと対応すべき必要があったのではないかと思います。最終報告の「コミュニティ事業の今後について」というところの「高齢社会への対応について」というところの部分で、陳情理由の中にもあった高齢者の方が多くて医療機関に通っていらっしゃる方が多いというふうなことも、これがなくなると結局医療機関に、今までに行っていたところを変えなければいけないというふうな形になることも出てくるというふうにも考えられる。高齢社会への対応という中で、福祉タクシー等の別の手段の研究が必要であるというふうな書かれ方になっているが、これについてどのような検討をされたのかとの質疑に対し、高齢者への対応ということで福祉タクシー云々とある。市のほうの施策の中には、今後このような公共交通会議での部分で提言もあり、市の施策として福祉タクシー、そのような形の事業ということは今後市の内部で検討されるというふうな形になると思うとの答弁がありました。

次に、現状どんな形で既に整備が進んでいるのかということについて説明をいただきたいと思う。その辺、進捗状況の説明とバス停の整備がどの辺まで進んでいるのか含めて説明をとの質疑に対しまして、今年度第1回定例会で補正予算を議決いただき、そこからスタートし、9月の運行開始を目指して努力しているところ。ちょこバスは導入当初、バス停を大体200メートルから300メートル間隔で計画をし、ほぼその距離で設置をして図面まで起こして警視庁に協議に行くわけだが、警視庁から本庁と東大和署両方から実際に来ていただきまして、交差点の近くであるとか横断歩道に近いというような、道路がカーブしているようなところについては設置が難しい。隣接する方の意向に合わないようなことで、協議をやり直すことを繰り返しているところ、9月の運行に向けて努力しているところである。国等の認可でバス停の位置、警視庁との協議が完全に整わな

いとルート申請、変更申請ができないという、今その作業を進めている。既存の路線バス、同じところに共同で設けさせていただくということも協議が必要になる。利用者のことを考えれば同じところのほうが利用しやすいということが、そのような方法で協議されてもらうように今努力しているとの答弁がありました。

以上のような質疑を踏まえまして質疑を終了、討論を行いました。

討論では不採択という立場での討論がございました。現状のちょこバスルート変更に対して9月からということになっておりますので、先ほど質疑をした限りでは現状9月からは無理であろうと――不採択とする。今後ルートの変更を考えていく、芝中の交通不便地域については何らかの対応を考えていく、その言葉を信用して今後しっかりと芝中に対する交通不便地域、公共交通をしっかりと設置することを望みながら不採択。

次に、現状このルートの変更ということは不可能であるという状態の中で、公共交通会議で決められたものが変更がきかない。白紙に戻されなければ変更がきかない状況はわかっているわけだから、廃止路線となるとところについての手続について配慮が足りなかったということ。今後をかんがみて手続に多少不備がありましたので、その辺を考えてみて陳情には賛成。

以上、不採択、採択の討論が出たことにより討論を終了、採決は起立により行いました。

21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めたところ、起立少数により本件を不採択と決しました。

続いて21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情、本件は不採択と決しました21第1号陳情と趣旨が同じであります。よって本件はみなし不採択と決しました。

続きまして21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、本件は不採択と決しました21第1号陳情と趣旨が同じでありますので、よって本件はみなし不採択と決しました。

次に、21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情を議題に供しました。

陳情趣旨朗読後、質疑を行いました。

平成19年9月で採択されたということで、進捗に関する陳情ということですので、わかりやすく進捗状況を教えてほしいという質疑に対して、説明に必要な資料、現況図を用意した中で、まずは1番目の東砂公園の事業化についてですが、この東砂公園は市の基本計画では事業の計画にはなっていません。東京都や区市町で策定した都市計画公園緑地の整備方針においても、重点公園・緑地というものに選定されていない状況にある。住宅地図に今回の東砂公園の区域と空堀川の都市計画河川の線形を落としてあるが、この中で開発等が進んでおり多くの戸建て住宅が建っている中で、市が単独で事業を起こすということが非常に困難であるという状況です。

陳情趣旨2番目の親水公園とするために東京都に働きかけてくださいという内容は、東京都と調整を行ったところ計画河川の外側に相当規模の用地が市で確保されているとか、あらかじめそのような用地確保がされていけば親水護岸として設計に生かすことは可能ですけれども、現在東京都が進めている河川事業の中で、タイミングを合わせて親水護岸の築造をするということは非常に難しい。

3番の都市計画河川が整備されることによりまして、弓なりになる旧河川の部分についてですが、こちらの親水化ということです。ここについては現在東京都と市も参加して旧河川の利活用について調整会議等を立ち上げたところ、市からは緑道として整備をしてほしいということを要望しているけれど、今後この会議の中で具体的に調整がされていくという状況です。また方針等はないとの答弁がありました。

次に、都市計画の結果、重点公園になっていないことについても詳しく教えてほしいとの質疑に対して、平成18年3月に都や区市町で都市計画公園・緑地の整備方針というのを策定した。平成27年までに優先的に整備に着手する予定の公園を、そのときには重点公園・緑地というふうに変定している。その方針に位置づけている市内の公園で現在区画整理事業を行っており、立野地区の立野公園と立野東公園、東大和狭山緑地——三つの公園、緑地が市の事業として位置づいている。東京都事業で位置づいている公園が東大和緑地——開園の名称では東大和公園というふうになって、市内では現在のところ四つの公園があるとの答弁がありました。

次に、陳情の理由の中に10月31日、市長と陳情者との懇談ということが書いてあるが、市長と陳情者との懇談の記録について質疑がありました。市長のほうでは、市としてできる部分は当然時期の問題があるが、やれる部分については進めていきたいというようなことで市長が答えたというふうに変定をしているとの答弁がありました。

次に、市長は市としてできる部分はやりたいというふうに変情者に答えたけれども、結果的に陳情内容に対する具体的な取り組みとしてはどのようなことをされたのか伺いたいとの質疑に対して、東側の南北の細長い部分、これについての市有地ですが、護岸工事、空堀川の整備事業が終了した時点で、それと時期を同じくしてこの市有地を何か公園として活用できないかというふうなことを今建設環境部内で検討している。整備事業が終わり新しい河川になる。旧河川の部分が全体で6カ所出てきている。都の財産ですので、都庁の内部で各局調整がある。調整を東京都にしてもらい何らかの形で残していきたいというふうに変情、その辺の調整を既に3回ほど打ち合わせを行って、いろいろな調整を今整備事業に伴いまして話を進めているとの答弁がありました。

次に、旧河川については、陳情では親水化というふうな書き方になっている。市は緑道として要望しているということで、方針が出ていないというふうに変情しているが、これらについて市民の意見を聞くとか、そういう場所を設けるとか、そういうお考えはないのかとの質問に対して、市のほうとしては緑地、公園等という考えは、管理上のこともまだまだ結論出るまでに大分時間がかかる事業で、東京都との話し合いの中でも、市民のほうの意見あるいは関係する団体の方の意見等、違う場で聞いている部分は多少あるが、このことについてどうしていくかということも当然のごとく打ち合わせ、検討の中で話し合っている。今後の課題になっているということですのでの答弁がありました。

次に、19年9月で議会としても全会一致で採択したが、市としてはこれやる気があるかないかとの質疑に対して、昭和36年に都市計画決定をしたのが、これが東砂公園の都市計画決定ということで、市のほうとしてはまだ当然のごとく用地買収が事業化されたことではないので、事業の認可を国、都から受けるような段階ではない。都市計画決定されている東砂公園ですので、今後この事業をやめるとかなくしてしまうとかではなく、現在はある土地を、生み出される用地を積極的に活用していきたいということで、将来的には当然都市計画決定されているわけだから、事業に結びつけていきたいというのが考えですとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出、直ちに採決いたしました。

21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情、本件を趣旨採択と決しました。

趣旨採択と決した陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任をいただきました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔1 番 吉野 孝君 登壇〕

○1 番（吉野 孝君） 私はこのちょこバス運行ルート等に関する陳情に対して、建設環境委員会での採決では全くの勘違いから自分の意思とは異なる態度をとりました。21第1号、2号、3号陳情のバス運行ルート変更、芝中住宅を通るちょこバスルート存続、ちょこバス運行経路修正等に関する陳情、以上3件の陳情は採択すべきものです。

各陳情は、ちょこバス開通以来運行されていた芝中住宅を通るルートが本年9月より全面廃止されることから、芝中住宅に住む市民からの陳情です。陳情理由に出されている共通したものは、当地域での高齢化が進み、また医療機関、最寄りの駅等の交通施設などへの交通手段として欠かせないものとなっている。だから路線を存続させてほしいという地域住民の声は当然です。しかも明確に不利益を受ける地域への説明と話し合いが行われていません。よって3件の陳情は採択すべきです。

以上で賛成討論といたします。

〔1 番 吉野 孝君 降壇〕

〔2 2 番 二宮由子君 登壇〕

○2 2 番（二宮由子君） 議席番号22番、二宮由子です。民主党を代表いたしまして、21第1号陳情 ちょこバス運行ルート変更に関する陳情及び21第2号陳情 芝中住宅を通るちょこバスルート存続に関する陳情並びに21第3号陳情 ちょこバス運行経路修正に関する陳情、以上3陳情に対し賛成の立場で討論を行います。

昨年12月に地域公共交通会議から示された最終報告に基づいて変更されたちょこバスルートにおいては、蔵敷、芝中住宅の皆様の手となっていた運行路線が廃止されました。もちろん地域公共交通会議で7回にわたり検討され決定された9月からの新ルートの運行路線を一部でも変更することは、現状を白紙に戻すことであり非常に困難であるとの認識は持っております。しかしながら廃止を余儀なくされた地域住民の方々にしてみれば、事前の説明がないままに新ルートが決定され、市報やホームページで掲載されたとはいえ変更の余地もない状況での説明会では、その意向を伺う機会を設けなかった行政側に問題がなかったとはいえません。

最終報告書で高齢社会の対応について、高齢者の足としてちょこバスを市内くまなく運行させることは課題が多く困難であるため、福祉タクシーなど別の手段の研究が必要であるとの指摘があるように、交通空白不便地域の解消策として、また廃止路線の地域住民に対する支援施策、高齢化が進む市の高齢者福祉の充実を図るためにも、今後のちょこバス運行路線の見直しとともに、福祉タクシーなど代替手段の検討を要望し討論といたします。

〔2 2 番 二宮由子君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第1号陳情 ちよこバス運行ルート変更に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（粕谷洋右君） 21第2号陳情 芝中住宅を通るちよこバスルート存続に関する陳情、本件は21第1号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

○議長（粕谷洋右君） 21第3号陳情 ちよこバス運行経路修正に関する陳情、本件は21第1号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第4号陳情 平成19年9月議会で採択された『都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する陳情』の進捗に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第6 長瀬りつ議員に対する懲罰の件

○議長（粕谷洋右君） 日程第6 長瀬りつ議員に対する懲罰の件、本件を議題に供します。

本件につきましては、長瀬りつ議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、長瀬りつ議員を除斥いたします。

長瀬りつ議員は議場から退出願います。

〔15番 長瀬りつ君 退場〕

○議長（粕谷洋右君） 本件に関し懲罰特別委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

○8番（森田憲二君） それでは、去る6月18日、懲罰特別委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

まず長瀬りつ議員に対する懲罰の件を議題に供した後、懲罰動議発議者の説明が本会議において行われております関係上、直ちに審査を行いました。

また長瀬りつ議員から一身上の申し入れがあり、これを許可いたしました。

弁明を概略で申し上げます。

地方自治法第129条に示されている議長の議場の秩序維持の権限を補完する形で、みずから発言の削除を申し出、議会運営委員会において認められ、本会議において議長の許可を得、発言の取り消しを行った。また地方自治法第132条の他人の私生活にわたる言論に該当し、懲罰事犯として成立するかどうかは法律解釈の問題となる、というような、弁明の中、最後に慎重な審議をお願いしたいとの弁明がありました。

弁明終了後、委員は委員会室から退室をお願いをいたしました。

次に、懲罰動議発議者に対する質疑に入り、主な質疑は以下のとおりでございます。

どういう理由で発議されたのかをお聞かせください。答弁として、発言を聞いて第132条の他人の私生活にわたる言論に該当すると感じたので提案をした。また発言の取り扱いについて協議をした中で、御本人の発言の撤回については了解をした。ともにこの発言が議会の品位保持というようなものに該当するかどうか、また私的行為にわたる言論であるかどうか、このことを議会として慎重に検討すべきであると。議会として第132条という法律に違反するのであれば対処しなければならないし、また132条に触れないということであればもちろんこの限りではありませんが、そのことを議会としてしっかり議論することが大事だと思い提案をした。

次に質疑として、地方自治法132条に違反する発言であるとする中で、違反とする、また断言をされた根拠はいかなるものか。答弁としまして、132条で「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と書いてある。長瀬議員の質疑の中で市長の答弁もある。感情的な議論になる原因を、私的行為にまで及んだ、他人の私生活にわたる言論まで及んでしまったことで、そういう議論になってしまった。ここについては一定の抑制を、しっかり議論を議会としてやっていかなければならない。何でもありの議会になってしまう。他人の誹謗中傷が平気で行われてしまうような議会になってしまうわけであるから、そこは我々として一定の抑制を法律や会議規則に基づいてかけていかなければならないと考えた。本来この懲罰というのは当然重い、また議員同士懲罰をかけることは決して望ましいことではない。しかしかといって懲罰権というものがあり、一定の議会の品位を保っていかなければならない。市民の代表として議論をきっちりとしていかなきゃならないということが定められておりますので、そういう趣旨からすれば全く見過ごすわけにはいかないということで提案をした。

質疑として、公人である市長のプライバシーにわたる発言であるというふうにする根拠は何か。答弁としまして、全く私人としての行為がないかといえ、それは当然あり得ないわけであり、市長であろうが我々議員であろうが守られるべき私的行為もある。プライバシーもあり踏み込んではいけない領域だというふうに感じている。

次に質疑としまして、一般質問の内容に行き過ぎたところがあるということで判断し、本人から取り下げし、陳謝し、このことで十分終わっていると判断をしている。市長が市民から誤解を招くようなことがあってはいけないというような質問の内容に関して、そのことの事例として今回の削除した部分を出したのかなと思って

います。その点についてどのように考えているのか。答弁としまして、本人が取り消したということは認めている。受けとめ方としては、明らかに第132条で書いてある他人の私生活にわたる言論というところに私は踏み込んだということが明らかだというふうに感じましたので、その法律に違反した言論だったという認識があるにもかかわらず、そのことを見過ごす、また法律違反をしているのに議会としてそれを見過ごすということのほうが責任はより重いのであろうというふうな認識を持っている。違反しているのが明らかであって、それを見過ごすということは、当然我々は法律に基づいて——法治国家で成り立っている以上、法律を守れと言っている以上、そういう選択肢はあり得ないと思う。むしろ今回の発言が第132条に違反しない、懲罰に値しないんだという議論を、もしそういう考えであれば議論をむしろすべきではないのかというふうに感じている。

質疑としまして、議会品位のため、次回以降感情的発言とか確認内容をしっかり全議員で共有して品位保持に努めることのほうが生産的じゃないかというふうに思う。罰することが目的でないのかという認識と、それぞれの意見を聞いてどう思われたのかをお聞きしたい。答弁としまして、なかなか表現が難しい。罰することが目的ではなく、罰するところまで至らなくても一定の意見、議論を闘わせ行うことで秩序保持ができる、今回のこの事案が逆に懲罰委員会では第132条に違反するということが確認できれば懲罰にも踏み込まざるを得ないでしょう。ここで議論として第132条に違反するところまでいかないということの認識が共有できれば、もちろん懲罰を科すということには行き過ぎになってしまう。その議論を動議の提案者が答弁するような流れになっておりますけど、しかしそれぞれの委員の認識としてどうあったのかということを確認し議論することが一番大事なことではないかというふうに思っていると。

質疑として、提案者とまた同様に2人の方から実は話を聞きたいと。法的解釈をすべきであるというような内容の中で、その点について、そういった法律解釈の範疇として他のお二人からも御意見を伺いたい。答弁としまして、議会の品位の保持、第132条、特に他人の公的言動に対する批判は許されることはあっても、これが大事——プライバシー、私的な面まで具体的に言及することは許されない。そこが問題だと思って取り上げた。並びに内容は同じであるけど、議会の品位という部分が、かなり議会に対して影響があるというふうに感じていると。

質疑を終了し、動議が提出されました。

本件に関しましてはるる議論を深めた中で、議会の品位について互いに理解を深めたという事実、また当事者である長瀬議員におかれましては、今後本委員会の趣旨を踏まえ発言に注意されたいと考える。

なお懲罰委員会を立ち上げたことで、懲戒の意義は達成されたものとする。よって、懲罰を科すべきではないと考え、討論を省略し、採決されたいとの動議が提出されました。

本動議のとおり決することに異議なく決しました。

以上で、懲罰特別委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔懲罰特別委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

長瀬りつ議員に対する懲罰の件、本件に対する委員長の報告は懲罰を科すべきではないとするものであります。

本件を委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、本件は懲罰を科さないことと決します。

ここで長瀬りつ議員の除斥を解除いたします。

〔15番 長瀬りつ君 入場〕

日程第7 委第2号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第7 委第2号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会において全会一致により提出することとされたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第2号議案 都市計画公園「東砂公園」の実現と同公園付近の空堀川改修工事に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 陳情の付託

○議長（粕谷洋右君） 日程第8 陳情の付託を行います。

6月19日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、市財政の状況に関する調査特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま付託することに決しました陳情を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第9 閉会中の継続審査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第9 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

厚生文教委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第10 閉会中の特定事件調査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第10 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時27分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

副 議 長 尾 崎 信 夫

署 名 議 員 粕 谷 久 美 子

署 名 議 員 下 条 学